



セルフスタンドにおける安全な給油について

危険物保安室

■セルフスタンドの現状

ドライバーが自ら給油を行うセルフサービス方式の給油取扱所（セルフスタンド）は平成10年4月から認められた比較的新しいガソリンスタンドの形態です。それまではドライバーが自ら給油を行うことは認められていませんでしたが、一定の安全対策を講じれば従来のガソリンスタンド（フルサービススタンド）と同等の安全性を確保することができることが確認され、セルフスタンドが認められることとなりました。

近年、ガソリンスタンドの施設数は減少傾向にありますが、これとは対照的にセルフスタンドは増加しています（図1参照）。

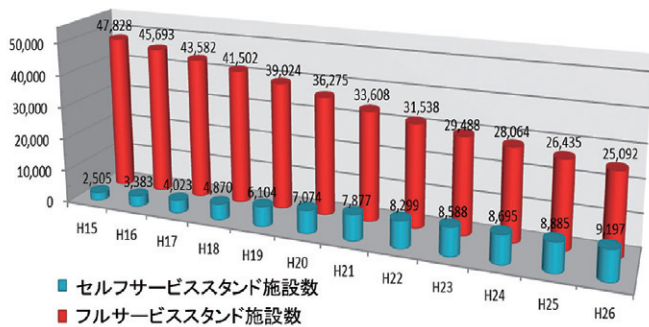


図1 ガソリンスタンドの施設数

■セルフスタンドの安全対策の改正経緯

セルフスタンドにおいて給油中に自動車の給油口付近で静電気が原因と考えられる火災が発生したことを受け、「火気厳禁」「給油中エンジン停止」「ガソリンの容器への注入禁止」など保安上必要な事項を記載する注意書きに「静電気対策に係る事項」を加えるよう、平成13年に各消防本部に通知しました。

また、セルフスタンドの火災発生割合がフルサービススタンドに比べると高いことから、平成19年には危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）を改正し、給油ノズルは、静電気を有効に除去することができる構造とすることや給油中に吹きこぼれたガソリンが顧客に飛散しない措置を講ずること等が規定され、セルフスタンドの設備に関する安全対策を強化しました（表1及び図2参照）。

表1 給油取扱所1万施設あたりの給油中における火災事故発生割合

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
セルフスタンド	24.0	11.8	7.5	12.3	4.9	9.9	3.8	3.6	5.8	3.5	3.4	2.2
フルサービススタンド	0.2	0.7	0.7	0.7	0.3	0.3	1.2	1.9	0.7	1.1	0.4	1.2

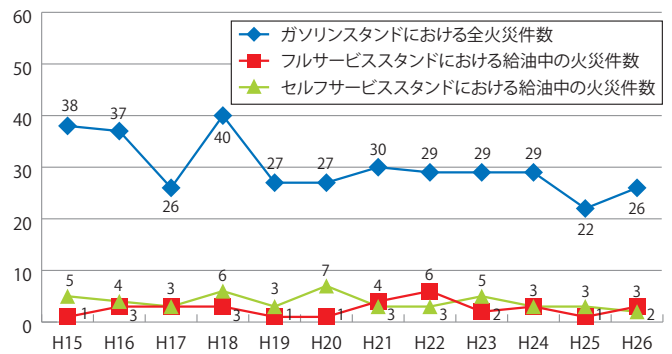


図2 ガソリンスタンドにおける火災件数

■給油中の主な注意事項

セルフスタンドでドライバーが給油する際には、次の点に十分ご注意ください。

- ・静電気除去シートなどにより静電気を十分除去すること。
- ・車に給油する油種を十分に確認すること。
- ・ライター、たばこ等の火気は使用しないこと。
- ・ガソリンの容器への小分けは行わないこと。
- ・自動車又は原動機付自転車以外（例：水上バイク等）への給油は行わないこと。

その他、計量機に表示されている給油方法、注意事項を必ずお読みください（図3参照）。またご不明な点があれば、計量機付近に設置されているインターホンでセルフスタンド従業員へお問い合わせください。

なお、下記の消防庁ホームページに関連情報を掲載していますので、これらを参考に安全に給油するようお願いいたします。

総務省消防庁：セルフ給油に関する注意事項

http://www.fdma.go.jp/html/new/self_atten.pdf

総務省消防庁：ガソリン等危険物の事故防止について

<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/gasoline/keihatu.html>



図3 計量機の表示例

問い合わせ先

消防庁危険物保安室危険物施設係 金子、横山
TEL: 03-5253-7524